

平成30年度子育て支援関連施策について

1 利用者支援事業の拡大

【平成30年度の体制】

こども福祉課に専任の相談員を1名増員するための予算を計上し、議決後、以下の体制になる見込みです。

こども育成課…利用者支援事業(特定型) 相談員 1名配置
主に教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。

+

既に実施している「特定型」に加え、平成30年度から「基本型」も実施

こども福祉課…利用者支援事業(基本型) 相談員 1名配置
多様化・複雑化する様々な相談や情報提供・助言等必要な支援を行なうとともに、関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくり等を行なう。

2 第3子以降の保育料完全無料化

(1)平成30年9月以降、所得制限・年齢制限なしに、「世帯の中で」、第3子以降無料化

- ・保育所及び認定こども園の保育部分を利用する児童(2・3号認定子ども)が対象
- ・現況届による保育料の切替え時期に合わせ、平成30年9月分の保育料から適用

(2)現在は、原則として「小学校就学前の児童の中で」、第2子半額、第3子以降無料

例外として、一定の年齢や所得に満たない世帯に限り、「世帯の中で」、第2子半額、第3子以降無料となっている

(3)関連して、年少扶養控除等の経過措置を平成30年9月から廃止

経過措置の廃止により保育料が増額となる世帯には、平成30年9月～31年3月分の保育料について、増額分の減免対応予定

3 その他の主な新規事業

(1)ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業

(2)子どもの生活実態調査

(3)産後ケア事業